

一般社団法人 日本小児アレルギー学会 会員に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本小児アレルギー学会(以下、「本会」という。)定款第5条、第6条及び第7条の規定に基づき、会員に関し必要な事項を定める。

(会費)

第2条 本会の年会費は、次のとおりとする。

- (1)正会員 金 12,000 円
 - (2)賛助会員 1口 金 100,000 円 1口以上
- 2 年会費は、当該年度分を当該年度の末日の8月31日までに納めなければならない。

(名誉会員)

第3条 名誉会員はアレルギー学並びに本会に著しく貢献した正会員で年齢が満70歳以上に達した者の中から推挙される。

- 2 名誉会員の推挙は、理事2名以上の推薦に基づき理事会の決議に基づき、社員総会の決議をもって行う。
- 3 名誉会員は、代議員総会に出席し、意見を述べることができる。ただし、議決権は有しない。

(規程の変更)

第4条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。ただし、第2条に定める会費の額については、代議員総会の承認を得なければその効力を有しない。

附則 この規程は、本会成立の日から施行する。

- 2 この規程に定めるもののほか、会員の入会および退会および名誉会員の推挙について必要な事項は別に定める。

(2020年 11月 2日一部改訂)

(2021年 8月22日一部改訂)